

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 訓令 甲

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一

### 告 示

○認証食品の認証 (食産業振興課) 一

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村整備課) 一

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三

○建築士免許の取消し (建築宅地課) 三

### 教育委員会

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 五

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則 五

### 公安委員会

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の開催について 七

### 雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十七年年度財務諸表の公告 八

○地方独立行政法人県立こども病院平成二十七年年度財務諸表の公告 八

## 訓令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

ページ

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月二十五日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第八百七十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島吹田五十一

二 認証年月日

平成二十八年十月十八日

○宮城県告示第八百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業鹿又地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	特に減ずる地積 m <sup>2</sup>

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	石巻市
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鹿又
熊野前	同	同	久保	同	同	観音裏	同	同	同	同	同	嘉石工門	同	同	佳景	同	同	黄金	横前
一〇四	一〇六	九三	二九	一四七	八五一	六七一	一八一	一六一	一三五	一二七	二一	一五	八五一	七八一	八一	一〇五	九八	四〇	二一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田
四一三	一〇二七	一〇三一	四八一	一〇三一	六二一	八五八	九八八	九八八	九六八	五二五	一〇三一	一〇三一	一〇〇二	九八一	七二七	九六六	一〇三一	一〇三一	六一八
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九〇	四五〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四五〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	五〇〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	秋葉前	同	同	受取	同	志戸	同	同	志賀	同	同	同	同	御蔵田	穴口前
一九一	一六七一一	一二七	六〇	五六	一五一	一一八一	一〇一	一七	二九三	一七五	一四五	三一	一三	二〇七	二〇〇	五三	四七	四五	一一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇一一	七八七	五六六	七八三	一二五二	四九二	三八五	一〇三一	一〇三一	六六三	一〇三一	一〇三一	一〇三一	一〇三一	五二五	一〇一一	五二二	一〇二四	一〇二三	七二七
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	道的 前	同	同	中道	谷地 中前	同	同	同	同	大口	同	同	扇 平	同	同	青木 前	同	新切 留	新栄
三九五	七八	一八一	一一〇	一〇二	二八〇 一	三四〇	一八七	一四七	一二六 一	五九	二一〇	九五	二	一一四	一一三	五六	一七二	五〇	七一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九五一	一〇三一	一〇三一	五一五	一〇三一	七八五	一〇三一	一〇三一	一〇三一	九五七	一〇一〇	九八六	一〇三一	三六七	五一五	五一五	五一五	一〇一一	一〇三一	五一五
三〇〇	三〇〇	二九〇	三〇〇	二九〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九〇	三〇〇	三〇〇	六〇八	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	四五〇	三〇〇	三〇〇

同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
豊田	同	蓬萊	板橋	同
一六三	二一五	一三七	六五	三九七
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
一〇三一	四二九	一〇三一	一〇三一	九九〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇

○宮城県告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
栗原市鶯沢南郷野山七二の四
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>たぐ</sup>
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

○宮城県告示第八百八十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年十月十八日	中村 倉吉	二級建築士	第一千二百五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	橋定 正志	二級建築士	第一千二百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十八日	伊藤 喜一	二級建築士	第一千二百八十六号	建築士法第九条第一項

平成二十八年十月十日	渡辺 孝吉	二級建築士	第千六百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	工 峯井 甚兵	二級建築士	第千五百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 伊藤 哲三	二級建築士	第千五百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	森 源七	二級建築士	第千五百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 西村 啓五	二級建築士	第千五百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	熊谷 文五	二級建築士	第千五百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	助 佐藤 米之	二級建築士	第千五百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	伊藤 俊吉	二級建築士	第千五百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	那須 末治	二級建築士	第千五百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 藤川 五三	二級建築士	第千四百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	加藤 英	二級建築士	第千四百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	高橋 栄一	二級建築士	第千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	小原 長介	二級建築士	第千四百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	及川 浩	二級建築士	第千三百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	丞 菊地 清之	二級建築士	第千三百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	左 大森 七郎	二級建築士	第千三百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	吉田 源六	二級建築士	第千三百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	助 井筒 寅之	二級建築士	第千三百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	尾形 佐藏	二級建築士	第千三百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	浅野 和一	二級建築士	第千三百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎	二級建築士	号	第三号に該当するため

平成二十八年十月十日	森合 庄松	二級建築士	第千九百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	齋藤 基	二級建築士	第千九百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	浅野 寅吉	二級建築士	第千九百九十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 庄司 善太	二級建築士	第千九百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	杉山 善吉	二級建築士	第千九百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	橋本 伝吾	二級建築士	第千九百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	阿部 徳藏	二級建築士	第千九百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	梅原 清治	二級建築士	第千八百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	小野 庄作	二級建築士	第千八百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	郎 吉木 藤三	二級建築士	第千七百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	森 爲藏	二級建築士	第千七百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	高城 武雄	二級建築士	第千七百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	塚本 敏	二級建築士	第千七百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	野口 増藏	二級建築士	第千七百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	求 大久保 業	二級建築士	第千七百十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	渡辺 寅藏	二級建築士	第千七百九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	黒沼 菊藏	二級建築士	第千六百九十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	熊谷 朝吉	二級建築士	第千六百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	松 岩見 與三	二級建築士	第千六百五十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	号	二級建築士	号	第三号に該当するため

教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十七号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「宮城県立利府支援学校富谷校

知的障害者に対する教育

を

宮城県立利府支援学校富谷校  
宮城県立利府支援学校塩釜校

知的障害者に対する教育  
知的障害者に対する教育

に改める。

別表第二中「宮城県立利府支援学校富谷校」を「宮城県立利府支援学校富谷校  
宮城県立利府支援学校塩釜校」に改める。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

四六 六〇 五六

を

三三三 四六 六〇

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三五 三二 三五

を

三〇 三五 三二

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一一 一一 一四

を

一四 一一 一一

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

三八 四六 四四

を

四九 三八 四六

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

二二 一九

を

一九 二二

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

四六 三八 四一

を

三三 四六 三八

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

二七 二七 二七

を

三五 二七 二七

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

一九 二七 二二

を

二七 一九 二七

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

一六 二四 二二

を

二七 一六 二四

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

三五 三五 二七

を

三〇 三五 三五

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

三〇 二二 一四

を

四六 三〇 二二

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

三〇 四三 三八

を

三五 三〇 四三

に改め、同表宮城県立支援学校岩沼高等学園の項中

四〇 四八

を

四八〇 四〇

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学園の項中

二四 二四 一六

を

一六 二四 二四

に改め、同表宮城県立支援学校女川高等学園の項中

二四

を

二四 二四

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月二十五日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十八号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県気仙沼高等学校の項中

二四〇	二四〇	二四〇
-----	-----	-----

を

に改め、同表宮城県気仙沼西高等学校の項中

八〇	二二〇
----	-----

を

八〇	八〇
----	----

に改め、同表宮城県角田高等学校の項中

一六〇	二〇〇
-----	-----

を

一六〇
-----

に改め、同表宮城県多賀城高等学校の項中

二四〇	二八〇
-----	-----

を

二四〇	二四〇
-----	-----

に改め、同表宮城県登米高等学校の項中

普通科	三年	男女	一一〇	一一〇	一一〇
-----	----	----	-----	-----	-----

を

商業科	三年	男女	一一〇	一一〇	一一〇
-----	----	----	-----	-----	-----

に改め、同表宮城県登米総合産業高等学

校の項中

普通科	農業技術科	園芸科	農業科	機械科	電気科	電子科	情報科	商業科	福祉科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女

を

農業科	機械科	電気科	情報科	商業科	福祉科
三年	三年	三年	三年	三年	三年
男女	男女	男女	男女	男女	男女

に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項

四〇
----

を

四〇
----

に改め、同表宮城県鹿島台商業高等学校の項の

次に次のように加える。

宮城県富谷高等学校	普通科	三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇
-----------	-----	----	----	-----	-----	-----

別表第一第一号の表宮城県蔵王高等学校の項中

八〇
----

を

八〇	八〇
----	----

に改め、同表宮城県富谷高等学校の項を削り、同表宮城県志津川高等学校の項中

八〇	一一〇
----	-----

を

八〇	八〇
----	----

に改める。

別表第一第二号の表宮城県角田高等学校の項中

一六〇
-----

を

一六〇	一六〇
-----	-----

に改め、同表宮城県蔵王高等学校の項中

一一〇
-----

を

一一〇
-----

に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項中

四〇	八〇
----	----

を

四〇	四〇
----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表に宮城県富谷高等学校の項を加える改正規定及び同表宮城県富谷高等学校の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

# 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第148号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成28年10月25日

宮城県公安委員会

## 1 実施日時

(1) 講習 平成29年1月25日（水）及び同月26日（木）の2日間

各日午前8時45分から午後5時まで

(2) 考査 平成29年2月2日（木）

午前9時から同10時まで

## 2 実施場所

(1) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

(2) 考査

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

## 3 駐車監視員資格者講習の受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習申込書一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成28年12月5日（月）

から平成29年1月6日（金）の午前9時から午後5時までの間に、宮城県警察本部交通部交通

指導課及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチ

メートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。）

(2) 申込期間

平成28年12月5日（月）から平成29年1月6日（金）の午前9時から午後5時までの間。ただ

し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部交通部交通指導課

(4) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記(3)の申込先

に提出又は郵送すること（郵送については、平成29年1月6日までの消印のあるものに限って受け

付ける。）

(5) 手数料

20,000円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに

郵送する。）

(2) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示す

る。

なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交

付申請手続について教示する。

6 その他

(1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受ける

ための講習であり、2日間（14時間）の講習を受講後、修了考査（1時間）に合格した者に対し

て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料（9,900円）が別

途必要である。

(3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号

に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第51条の8第1項に規定する確認事務の委

託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(5) 受講人数は、40名を予定しているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付

を締め切る場合がある。  
7 受難に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課(車対策係)  
電話 022-221-7171 内線5143～5149

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。  
平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その1  
のとおりに地方独立行政法人宮城県立病院機構平成二十七年度財務諸表を公告する。

平成二十八年十月二十五日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 西 條 茂

○地方独立行政法人宮城県立子ども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十八年十月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第四項の規定に基づき、別冊その2  
のとおりに地方独立行政法人宮城県立子ども病院平成二十七年度財務諸表を公告する。

平成二十八年十月二十五日

地方独立行政法人宮城県立子ども病院

理事長 林 富